

現 場 説 明 書

工 事 名	令和 8 年度下水管渠更生工事		
工事担当課	都市建設部 下水対策課	入札執行部署	総務部 財政課
説 明 事 項			
1. 工事場所	東金市南上宿地先外		
2. 工事内容	別添設計図書等のとおり		
3. 工事期限	令和 8 年 1 2 月 2 1 日限り		
4. 開札日時	令和 8 年 8 月 3 1 日 午前 9 時 1 0 分		
5. 開札場所	東金市役所 2 階 2 0 2 B 会議室		
6. 入札要領	入札情報サービス掲載の「公告」及び東金市ホームページ掲載の「東金市電子入札約款」、「東金市電子調達システム運用基準」を熟覧のこと。		
	入札回数 1 回限り		
	最低制限価格の設定 無		
	工事費内訳書の提出 要（作成範囲は、別添 提出用内訳書とする。）		
7. 契約保証	別紙「契約の保証について」のとおり		
8. 契約締結	落札決定日から 7 日以内とする。契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。		
9. 支払方法	完了後 1 回払		
	前 金 払	請負代金額の 10 分の 4 以内とする。ただし、請負代金額の総額が 500 万円未満の場合は、前払金の支払いはないものとする。	
	中間前金払	請負代金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、請負代金額の総額が 500 万円未満の場合かつ前金払を受けていない場合は中間前払金の支払いはないものとする。	
	部 分 払	出来形 (50) % 以上で次の算式による。出来形額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額) 回 数 () 回 ただし、請負代金額の総額が 1,000 万円未満の場合は、部分払の支払いはないものとする。	
	完了後払 残 額		
10. その他	1. 設計図書等の内容について質問がある場合は、書面又はメールにより提出すること。なお、質問がない場合の連絡は必要としない。 (1) 提出期限 令和 8 年 8 月 2 5 日 正午まで (2) 提 出 先 都市建設部 下水対策課 TEL 0475(50)1163 Mail : gesui@city.togane.lg.jp (3) 回 答 質問書の提出があった場合には、令和 8 年 8 月 2 6 日まで に回答を入札情報サービスに掲載する。 2. 入札情報サービスに掲載する設計内訳書は、入札参加者の適正、迅速な見積りに資するための資料である。したがって、工事の施工にあたっては、施工条件、現場条件等を十分考慮のうえ、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段を受注者の責任において定めること。 3. 受注者は、受注時又は変更時における工事請負代金額が 500 万円以上となる工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に登録すること。 4. 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等に抵触する行為を行わないこと。なお、入札参加者が談合等を行っている又は行っていたとの情報を得た場合において、市が談合等を疑うに足る事実が確認できると判断した場合は、入札を中止又は無効とし、若しくは契約後にあっては契約を解除することがある。また、情報の信憑性が高いと判断したものの、その談合等の事実が確認されないときは、入札参加者から抽選によってその半数を選出し、入札を執行することがある。		

◇ 契約の保証について

落札者等は、工事請負契約書（案）の提出時に、請負代金額の10分の1以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の1から5のいずれかの書類を提出しなければならない。

ただし、原則として次の1から3までの保証を選択するものとする。

1 金融機関等（金銭保証人）の「保証書」

(注) ① 金銭保証人となれる者は次のとおりである。

- イ 出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合
- ロ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社

- ② 保証債務の内容は、工事請負契約に基づく契約解除による違約金の支払いを目的としたものであること。
- ③ 保証の相手方は「東金市」であること。
- ④ 保証金額は請負代金額の10分の1以上であること。
- ⑤ 保証期間が工期全体を含むものであること。
- ⑥ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期）されるときは、契約保証の内容（保証金額、保証期間）の変更を行う。
- ⑦ 保証債務の履行請求の有効期間が、保証期間経過後6カ月以上確保されていること。
- ⑧ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除され、金融機関等から保証金が支払われたときは、保証金は東金市が取得し、違約金に充当される。

2 債務の履行を保証する「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」

(注) ① 公共工事履行保証証券とは、保険会社が、工事請負契約に関して受注者の債務の履行を保証するものである。

- ② 公共工事履行保証証券の債権者（保証金受取人）が「東金市」であること。
- ③ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上であること。
- ④ 保証期間は、工期全体を含むものであること。
- ⑤ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期）されるときは、契約保証の内容（保証金額、保証期間）の変更を行う。
- ⑥ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から保険金が支払われたときは保険金は東金市が取得し、違約金に充当される。

3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する「履行保証保険証券」

(注) ① 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行により生じた損害をてん補し、保険金を支払うことを目的とする保険契約である。

- ② 履行保証保険は、「定額てん補方式」であること。
- ③ 履行保証保険の被保険者（保険金受取人）が「東金市」であること。
- ④ 保険金額は、請負代金額の10分の1以上であること。
- ⑤ 保険期間は、工期全体を含むものであること。
- ⑥ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期）されるときは、契約保証の内容（保証金額、保証期間）の変更を行う。
- ⑦ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から保険金が支払われたときは、保険金は東金市が取得し、違約金に充当される。

4 契約保証金（現金）納付の場合は「歳入歳出外現金払込書兼領収書」

(注) ① 「歳入歳出外現金払込書兼領収書」は、契約保証金相当額の現金を東金市に払い込むことにより交付を受けること。

- ② 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者等の指示に従うこと。
- ③ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は東金市に帰属し、違約金に充当される。
- ④ 工事完成後、保管金の払戻手続きを行う。

5 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供の場合は「保管証書」

(注) ① 「保管証書」は、契約保証金に相当する金額の有価証券（国債及び千葉県債に限る。）を東金市に預け入れることにより交付を受けること。

- ② 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者等の指示に従うこと。
- ③ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券は東金市に帰属し、違約金に充当される。
- ④ 工事完成後、有価証券の返還手続きを行う。